

会 議 録		令和 5 年12月 8 日作成	令和 9 年 3 月末日廃棄
会議名	京都府城陽警察署協議会（令和 5 年度第 3 回）		
開催日	令和 5 年12月 4 日（月曜日）		
時 間	午後 1 時30分から午後 3 時20分までの間（ 110分）		
場 所	京都府城陽警察署 講堂		
出席者	大久保会長、佐川副会長、岸本委員、武田委員、森委員、亀川委員、 水田委員、中川委員、島本委員、下村委員、浦畑委員 計11名		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、 交通課長、警備課長、広聴係長 計10名		
諮 問 事 項	1 特殊詐欺対策について 2 鑑識活動の重要性について		
会 議 内 容	<p>1 署長挨拶 司会 副署長</p> <p>2 会長挨拶及び会長会議結果報告</p> <p>3 署長報告（管内 2 交番に関する報告・説明） 当署の 4 つの交番のうち、2 つの交番に関して御報告させていただく。 一つは富野荘交番についてであるが、同交番は老朽化に伴い、本年度内の移転新築を進めているところである。移転先は現在の場所から約60メートル南に行った、富野小学校北側にある忠魂碑に隣接した角地になる。 もう一つは青谷小学校前の青谷交番である。同交番は 1 人勤務で交番員 3 人が 3 交代で勤務していたが、この秋からベテラン警察官 1 人が日勤で詰める運用としている。残りの 2 人についてはパトカーの運転資格を有する者を直轄警ら班として、車両運用により機動性を持たせ、管内の事件事故や各種警戒に対応させている。交番相談員も従来どおり配置し、体制に問題はないため、御安心いただきたい。</p> <p>4 協議 司会 会長 (1) 諮問事項説明 特殊詐欺対策について～生活安全課長 【委員】特殊詐欺の被害者はやはり高齢者が多いのか。 【警察】特殊詐欺にはいろいろな手口があり、被害者全員が高齢者というわ</p>		

会 議
内 容

けではないが、圧倒的に高齢者が多い。

【委員】交際あっせん詐欺も高齢者が多いのか。

【警察】年齢層はばらばらである。当署では本年9月までに特殊詐欺の被害額が約2,900万円となっているが、その内の約1,700万円が交際あっせん詐欺である。特殊詐欺の被害件数や被害額はあくまで被害届が出された数であり、潜在的なものも入れればもっと多くなると思う。

【委員】キャッシュカードのすり替え型については、カード出金の限度額があるので、被害額はそれほど多くないのではないか。

【警察】確かに1日の限度額は決まっているが、被害者がすり替えに気付くまで数日間に分けて出金されるケースが多く、被害者が気付いた時には残高が無くなっていたというケースも少なくない。

【委員】キャッシュカードでの出金限度額も銀行で変更できるので、そうすればいいのではないか。

【警察】ATMでの1日の最高出金の限度額を下げることは可能である、既に出金限度額を必要最低限度にするよう広報を行っている。

他にも、固定電話を防犯機能付き電話にしているところへの迷惑電話がかかってこなくなっていることから、その裾野を広げるのが今後の課題である。

(2) 諮問事項説明・実技

鑑識活動の重要性について～刑事課長・鑑識係長

【委員】泥棒などに入られた際、家の中を歩き回ったり、いろいろなものを触ったりすることで犯人の痕跡を消してしまうということだが、泥棒に入られたことに気付かない場合はどうしようもないのではないか。

【警察】委員御指摘のとおり、窓ガラスが割られ家の中が荒らされている場合は一目瞭然だが、泥棒によっては、入られたことに気付かせないため元通りにする者もいる。ただ、泥棒に入られた場合どこか不自然さがある場合も多く、通常と何かが違うと覚悟することがあれば貴重品の確認など最小限の行動で確認作業を行い、被害に遭っていると判明すれば、それ以降は警察の鑑識活動が終わるまで極力現場を荒らさないようにしていただければありがたい。

【委員】泥棒に入れやすい家はあるのか。

【警察】入れやすいという家は、一概には言えない。しかし、入れにくい家というのはある。家というのは防犯やプライバシー保護の観点から、中を見えにくくするための塀や生垣などを設けているところが多いが、逆に中に入られてしまえば外からの目隠しになり、中で何が起きているか分かりにくい。捕まった泥棒の話でも、塀などがなくて周りからよく見える家、注目されやすい家などは避けるようにしてい

会議 内容	<p>ると言っている。</p> <p>【委員】鑑識作業をテレビドラマで簡単にやっているのを観ていたが、今回実際に体験してみてなかなか難しく、失敗すれば証拠を一つ消してしまうという緊張感もあり、ドラマでは感じられない大変さと、鑑識の重要性がよく理解できた。</p> <p>【警察】犯人を逮捕するにあたり、物的証拠は大変重要なものであり、証拠がなければ逮捕できなかったり、逮捕しても裁判で無罪となるので、鑑識作業は非常に重要であることを認識いただき、周囲の方々にも周知していただければ有り難い。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
----------	--

第3回京都府城陽警察署協議会の開催状況

